

長崎市告示第 520 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始するので、同項及び道路法施行規則(昭和 27 年建設省令第 25 号)第 3 条の規定により告示する。

その関係図面は、長崎市役所(土木部土木総務課)において告示の日から 2 週間(ただし、長崎市の休日を定める条例(平成 5 年長崎市条例第 35 号)第 1 条第 1 項各号に規定する本市の休日を除く。)一般の縦覧に供する。

令和8年7月14日

長 崎 市 長 鈴 木 史 朗

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
鳴見町 27 号線	長崎市 鳴見町 813-5 地先 から 長崎市 鳴見町 813-13 地先 まで	令和 8 年 8 月 3 日
鳴見町 28 号線	長崎市 鳴見町 813-5 地先 から 長崎市 鳴見町 813-13 地先 まで	令和 8 年 8 月 3 日
戸石町 60 号線	長崎市 戸石町 687-3 地先 から 長崎市 戸石町 681-280 地先 まで	令和 8 年 8 月 3 日
戸石町 61 号線	長崎市 戸石町 681-314 地先 から 長崎市 戸石町 681-311 地先 まで	令和 8 年 8 月 3 日
戸石町 62 号線	長崎市 戸石町 681-303 地先 から 長崎市 戸石町 681-291 地先 まで	令和 8 年 8 月 3 日
戸石町 63 号線	長崎市 戸石町 681-288 地先 から 長崎市 戸石町 681-289 地先 まで	令和 8 年 8 月 3 日
戸石町 64 号線	長崎市 戸石町 681-277 地先 から 長崎市 戸石町 681-277 地先 まで	令和 8 年 8 月 3 日
戸石町 65 号線	長崎市 戸石町 681-278 地先 から 長崎市 戸石町 681-278 地先 まで	令和 8 年 8 月 3 日
田上9号線	長崎市 田上 1 丁目 52-107 地先 から 長崎市 田上 1 丁目 52-106 地先 まで	令和 8 年 8 月 3 日